

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十四号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一職の欄中
国民保護協議会の委員
地震防災対策アクションプログラ
ム推進委員会の委員
を「国民保護協議会の

委員
に、
公益認定等審議会の委員
求償審査会の委員
を「公益認定等審

議会の委員
に、
特別職報酬等審議会の委員
公務災害補償等認定委員会の委員
を「特別職報

酬等審議会の委員
に、
中小企業振興対策審議会の委員
中小企業調停審議会の委員
を「中小

企業振興対策審議会の委員
に、
Living Science最
適展開支援事業補助金選定審査会
の委員
奈良の省エネ・節電スタイルの推
進に関する補助金選定審査会の委
員
を「

Living Science最
適展開支援事業補助金選定審査会
に、
建築士審査会の委員
を

の委員

宅地造成審議会の委員

「建築士審査会の委員

」に、

「社会教育委員

」教職員結核対策専門委員会の委員

を「社会教育委員

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（

「国民保護協
地震防災対
ム推進委員

議会の委員

策アクションプログラ

を「国民保護協議会の委員

」に改める部分に

会の委員

限る。）は、平成二十八年四月一日から施行する。